○北海道開発局告示第百九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十三日　北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十六号及び二百三十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道白老郡白老町字北吉原一七四番一から同町字竹浦一番三まで	前	一八・〇六～三七・八三メートル	〇・四〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 一八・〇六～三七・八三 一一・〇〇～二九・三〇	〇・四〇〇 〇・四一四	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第百九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十三日　北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十六号及び二百三十五号	北海道白老郡白老町字北吉原一七四番一から同町字竹浦一番三まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年十月二十三日

人事異動

内閣

国務大臣　林　芳正

内閣府特命担当大臣松山政司海外出張不在中内閣府特命担当大臣（少子化対策担当、男女共同参画担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を命ずる　中川　雅治

○財務大臣臨時代理解職　同

財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く　世耕　弘成

同　世耕　弘成

内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる（以上十月十八日）

国務大臣　中川　雅治

国家公安委員会委員長小此木八郎海外出張不在中国家公安委員会委員長事務代理を命ずる　同　中川　雅治

内閣府特命担当大臣小此木八郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（防災担当）事務代理を命ずる（以上十月十九日）

海上保安庁

（交通部企画課海上交通法制総合研究官）海上保安官　田中　弘之

死亡（十月一日）

防衛省

（大臣官房審議官（併）情報本部副本部長）防衛事務官（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官（併）防衛政策局付（併）整備計画局付（併）統合幕僚監部付）同　齋藤　雅一

防衛事務官（防衛政策局付）の併任を解除する

整備計画局付の併任を解除する

統合幕僚監部付の併任を解除する

大臣官房審議官に転任させる

防衛事務官（情報本部副本部長）に併任する

内閣官房へ出向させる（併任）

（防衛監察本部統括監察官）防衛事務官　小波　功

防衛書記官（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）に昇任させる

防衛事務官（大臣官房付）に併任する

防衛政策局付に併任する

整備計画局付に併任する

統合幕僚監部付に併任する

防衛監察本部総務課長）同　平上　功治

防衛監察本部統括監察官に転任させる

防衛監察本部総務課長に併任する（以上九月二十九日）

（防衛監察本部統括監察官）防衛監察本部総務課長）防衛事務官　平上　功治

防衛監察本部総務課長の併任を解除する

（西部方面総監部参事官）同　大原　一郎

防衛監察本部総務課長に昇任させる（以上十月六日）

官庁報告

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の２第２項第１号に規定する訓練の実施について、無線従事者規則（平成２年郵政省令第18号）第60条第２項の規定により次のとおり公示する。

平成29年10月23日

総務大臣　野田　聖子

1　訓練の実施期日及び時間　平成30年１月16日（火）から同月18日（木）までの３日間、午前９時から午後４時まで

2　訓練の実施場所　〒185－8795 東京都国分寺市泉町２－11－16　総務省情報通信政策研究所

3　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間

(1)　受付期間　平成29年10月26日（木）から同年11月24日（金）まで。

なお、郵送により申請書を提出する場合は、平成29年11月24日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(2)　来庁時の受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（午後０時から午後１時までを除く。）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

4　申請書の提出先　申請書は、無線従事者の免許を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060－8795 北海道札幌市北区北８条西２－１－１ 札幌第１合同庁舎
東北総合通信局	〒980－8795 宮城県仙台市青葉区本町３－２－23 仙台第２合同庁舎
関東総合通信局	〒102－8795 東京都千代田区九段南１－２－１ 九段第３合同庁舎
信越総合通信局	〒380－8795 長野県長野市旭町1108 長野第１合同庁舎
北陸総合通信局	〒920－8795 石川県金沢市広坂２－２－60 金沢広坂合同庁舎６Ｆ
東海総合通信局	〒461－8795 愛知県名古屋市東区白壁１－15－１ 名古屋合同庁舎第３号館
近畿総合通信局	〒540－8795 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44 大阪合同庁舎第１号館４Ｆ